

V. 高齢者雇用確保措置実施状況

※H30.6.1現在（長崎労働局調べ）

（集計結果は、雇用状況を報告した従業員31人以上の企業の状況をまとめたもの）

1. 雇用確保措置実施状況（31人以上規模企業）

1-1 雇用確保措置実施状況

（単位：社）

確保措置区分	県		全国	
	企業数	全体に占める割合	企業数	全体に占める割合
企業数(31人以上規模)	1,769	100.0%	156,989	100.0%
定年制の廃止	48	2.7%	4,113	2.6%
定年の引上げ	342	19.4%	28,359	18.1%
継続雇用制度の導入	1,373	77.9%	124,135	79.3%
雇用確保措置済み計	1,763	99.7%	156,607	99.8%

1-2 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の状況

（単位：社）

確保措置区分	県		全国	
	企業数	全体に占める割合	企業数	全体に占める割合
雇用確保措置計 （うち、希望者全員）	1,763 (1,320)	99.7% (74.6%)	156,607 (120,596)	99.8% (76.8%)

■雇用確保措置義務化について（段階的な年齢の引き上げ）

- I 平成18年4月1日から平成19年3月31日・・・62歳
- II 平成19年4月1日から平成22年3月31日・・・63歳
- III 平成22年4月1日から平成25年3月31日・・・63歳
- IV 平成25年4月1日以降・・・65歳

2. 65歳以上雇用確保措置企業の比率等の推移

（単位：社）

	県		全国	
	企業数	割合	企業数	割合
10年(基準)	142	15.9%	—	—
22年	1,333	84.4%	119,876	86.8%
23年	1,336	84.0%	120,227	86.9%
24年	1,436	88.6%	125,722	89.6%
25年	1,347	82.5%	132,067	92.3%
26年	1,592	96.4%	143,179	98.1%
27年	1,649	97.8%	147,740	99.2%
28年	1,700	98.6%	152,275	99.5%
29年	1,663	98.9%	155,638	99.7%
30年	1,763	99.7%	156,607	99.8%

※18年以降は、常用労働者51人以上で、65歳以上までの雇用確保措置実施企業(希望者全員ではない)のデータ

※21年以降は、常用労働者31人以上で、65歳以上までの雇用確保措置実施企業(希望者全員ではない)のデータ

3. 70歳以上まで働ける企業の状況（31人以上規模企業）

（単位：社）

確保措置区分	県		全国	
	企業数	全体に占める割合	企業数	全体に占める割合
企業数(31人以上規模)	1,769	100.0%	156,989	100.0%
①定年制の廃止	48	2.7%	4,113	2.6%
②70歳以上定年	24	1.4%	1,910	1.2%
③希望者全員70歳以上	143	8.1%	8,793	5.6%
④基準該当者70歳以上	179	10.1%	14,665	9.3%
⑤その他の制度で70歳以上まで雇用	95	5.4%	11,034	7.0%
70歳以上雇用確保措置実施企業 計(①+②+③+④+⑤)	489	27.6%	40,515	25.8%

4. 60歳定年企業における定年到達者等の状況

（単位：人）

確保措置区分	県		全国	
	人数	割合	人数	割合
過去1年間に定年を迎えた人	2,755	100.0%	338,591	100.0%
うち、	-	-	-	-
・継続雇用者	2,414	87.6%	285,866	84.4%
・継続雇用を希望しない者	331	12.0%	52,168	15.4%
・継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者	10	0.4%	557	0.2%

※過去1年間(平成29年6月1日から平成30年5月31日)に60歳定年企業において定年年齢に到達した者について集計。

5. 経過措置適用企業における基準適用年齢到達者の状況

（単位：人）

確保措置区分	県		全国	
	人数	全体に占める割合	人数	全体に占める割合
基準適用年齢(61歳)到達者	548	100.0%	79,004	100.0%
うち、	-	-	-	-
・継続雇用者(基準に該当し、継続雇用)	518	94.5%	72,616	91.9%
・継続雇用を希望しない者	27	4.9%	5,143	6.5%
・基準に該当せず離職した者	3	0.5%	1,245	1.6%

※平成29年6月1日から平成30年5月31日に経過措置適用企業(60歳、61歳、62歳定年企業)において基準適用年齢に到達した者について集計。